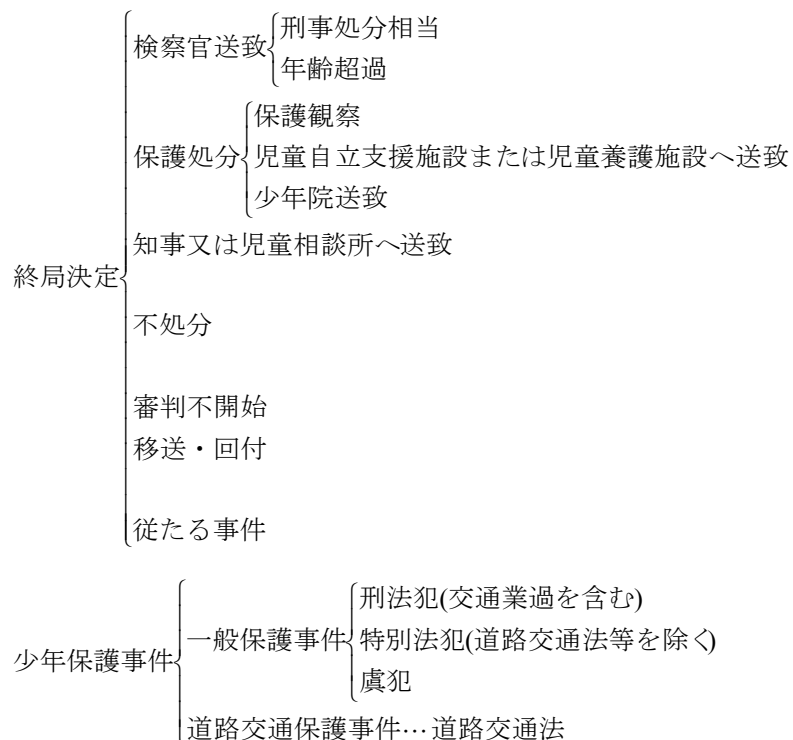


前田氏の主張の問題点

1. 家裁終局処理状況の分析

1-1. 少年保護事件と終局決定の詳細

前田氏が統計の出典を示すことは全くといってよいほど無いが、著作等から推測して、記事で言及されているのは家庭裁判所のデータは司法統計年報の少年事件編、総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員だと思われる。



司法統計年報 平成 13 年度 少年事件編

第 6 表 総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員 (平成 3 年～平成 12 年)

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/d8213f54aa58a59c49256d51000f7ed3?OpenDocument

1-2. 前田氏による分析の問題点 1. 交通業過

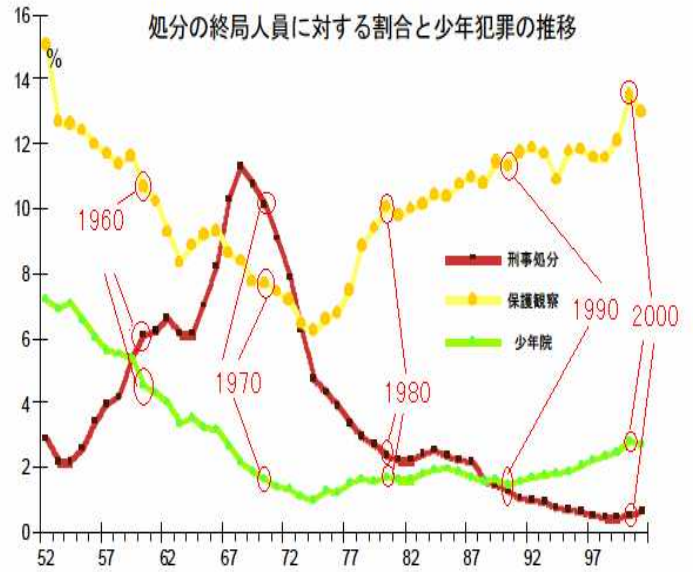
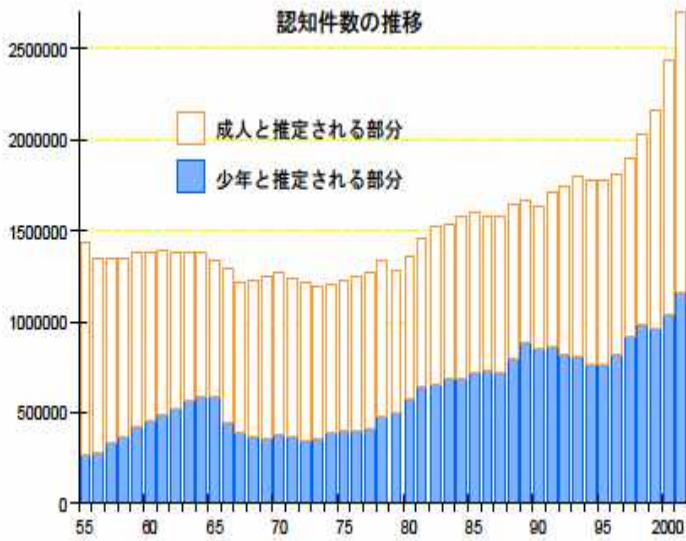
○前田氏による分析

- ・ 学園紛争の頃までは刑事処分を非常に厳しくやっていった。
- ・ 政策転換があって、刑事処分をやめ、保護観察も少年院送りも全部減らした。
- ・ 77 年頃から少年に関して刑事処分と少年院は増やさないで、保護観察でずっとやっていくようになる。

青少年の育成に関する有識者懇談会 (第 8 回) 議事録

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/ikuseikon/kondan021018/08gijiroku.pdf>

前田教授が説明に使ったグラフは次のものである。ただし、赤字のコメントは引用者がグラフを読む便宜のために付け加えた。

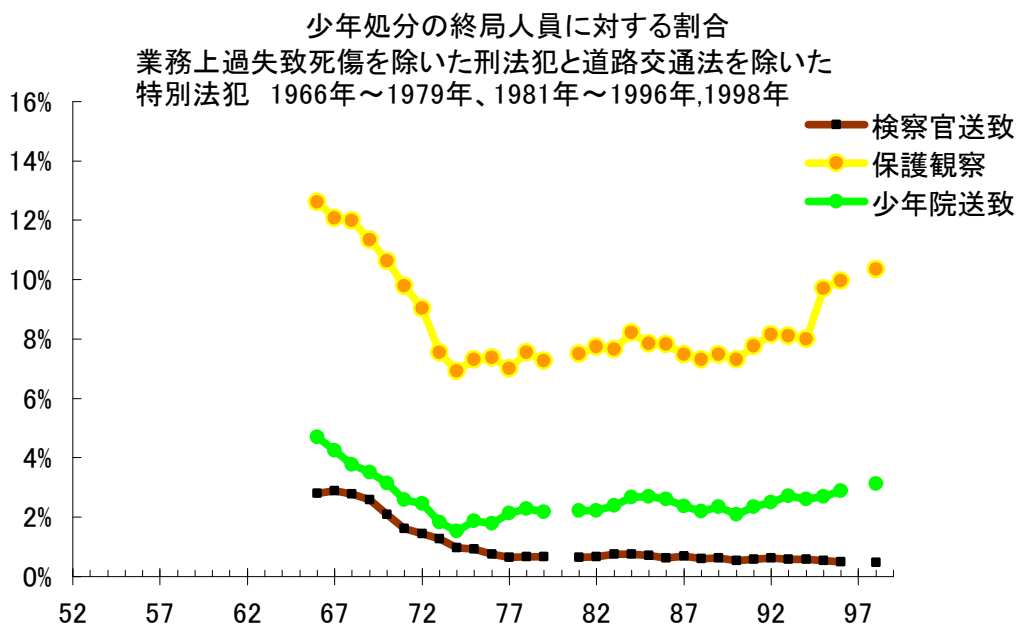


前田雅英協力者説明資料 『最近の少年犯罪の増加について』より

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/ikuseikon/kondan021018/08shiryou/08shiryou1.pdf>

○前田氏による分析の問題点

- ・ 前田氏のグラフとの厳密な比較にはなっていないものの、60年代の高い刑事処分量や1970年代後半からの処分の保護観察への重点シフトは交通業務過によるところが大きい。つまり、前田氏による家裁統計の解釈は、特殊な犯罪である交通業務過抜きには成り立たない可能性が高い。
- ・ 主要罪名別に検討すると、1970年代後半から審判不開始・不処分の割合が減少しているものが少なくない。



『犯罪白書』をもとに作成

1-3. 前田氏による分析の問題点2 簡易送致

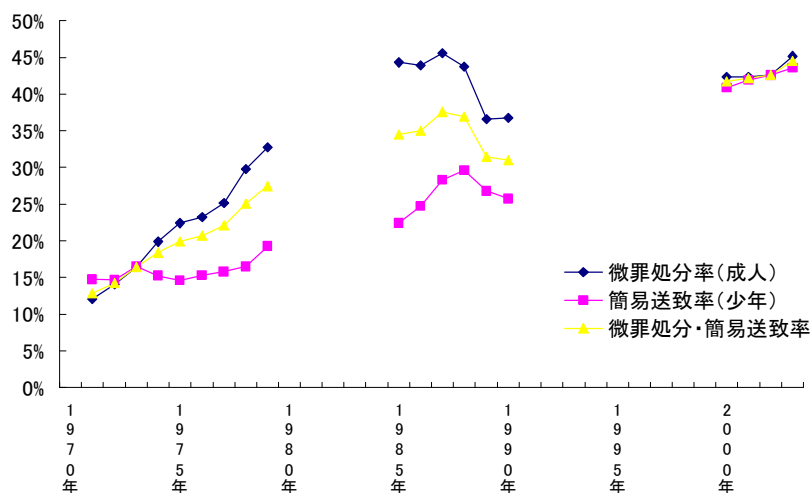
○前田氏による分析

- ・ 「警察も含めて日本全体に保護主義が過度に蔓延し、『少年なのだから、迷ったら、きちんと送致するのはやめておこう』ということが正しいとされていた」ために簡易送致の割合が上昇し、それが原因で審判不開始が多くなった（前田雅英『日本の治安は再生できるか』（ちくま新書）、102頁）。

○前田氏による分析の問題点

- ・ 少年検挙者が簡易送致される割合の上昇とともに、成人検挙者の微罪処分率も上がっており、1974年以降1990年までは、成人の方が少年よりも簡便な処分をされる率が高い傾向が続いている→「少年なのだから、迷ったら、きちんと送致するのはやめておこう」という説明は極めて疑わしい。

刑法犯(交通業過を除く)の検挙者に占める微罪処分・簡易送致の割合



『犯罪統計書』をもとに作成

2. 強盗の統計

2-1. 成人と少年の比較

○前田氏の分析

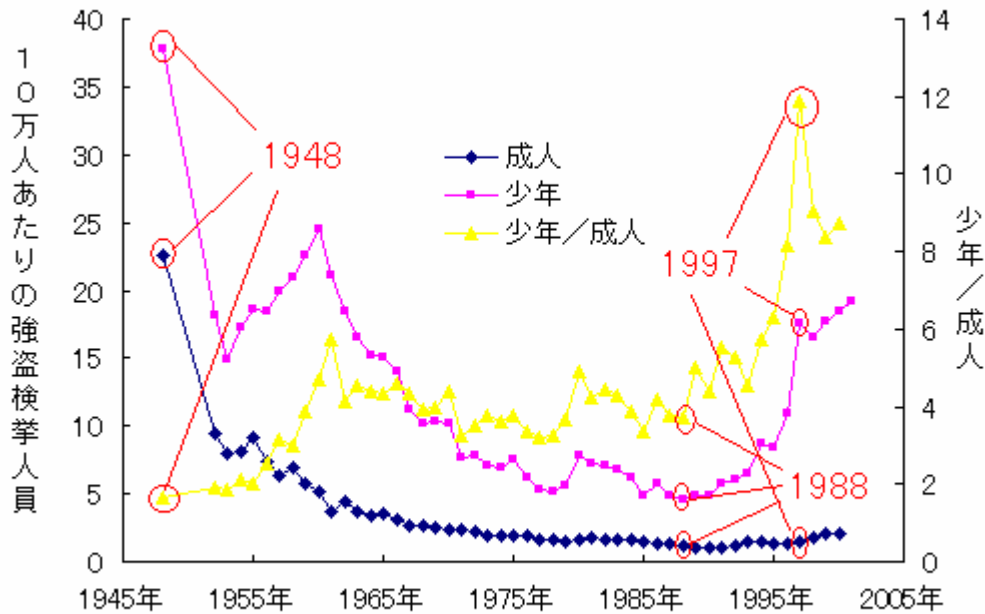
- ・ 強盗罪で検挙された少年は、10万人あたり19.2人で、成人の八倍（2001年）

○前田氏による分析の問題点

二つの量の比が増加するのは、

- ①分母と分子がともに増加し、かつ分子の方が分母よりも増加率の大きい場合
- ②分子は増加したが、分母に変化がない場合
- ③分子は増加したが、分母が減少した場合
- ④分子には変化がないが、分母が減少した場合
- ⑤分母、分子がともに減少し、かつ分母の方が分子よりも減少率の大きい場合のいずれか。この場合は⑤（分母…成人、分子…少年）。

10万人あたりの強盗検挙人員の少年・成人比較



『犯罪白書』、『少年犯罪データベース』及び『我が国の推計人口』をもとに作成

『犯罪白書』

<http://hakusyo1.moj.go.jp>

『少年犯罪データベース』

<http://kangaeru.s59.xrea.com/index.htm>

『我が国の推計人口』

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/wagakun>

- ・ 少年の強盗は1997年の時点で1948年の約半分。その一方、成人との比較では1.7倍から11.7倍に上昇→少年の強盗は1948年よりも1997年の方が危機的状況か?
- ・ 少年の数が最も減った1988年に少年は成人の3.7倍→1948年(1.7倍)よりも危機的状況か?

2-2. 最近の少年強盗の増加に関連して

○近年の少年による強盗の増加を警察の強硬姿勢の表れとみる専門家は多い。

- ・ 警察が「悪質な非行には厳正に対処、補導を含む強い姿勢で挑む」という方針を打ち出し、悪質重大な少年犯罪に対してはより重い罪名で検挙するようになった。

(横山実『日本における少年非行の動向と厳罰化傾向』、

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/zyokoyam/Delinquency1.html>)

○このような主張に対する前田氏の反論。

- ・ 強盗罪と恐喝罪の限界は微妙ではあるが、運用の事実上のガイドラインがあり、警察

がそれを変えれば、それを検事と裁判官に認めさせなければならない。

- ・ 統計トレンドを変えるほどの加工があったと主張することは、全国的に、しかも判事や検察を含めた刑事司法全体で少年の強盗の用件をゆるめようと談合したと主張している。
 - ・ 「恐喝かさ上げ説」は、専門的に見ればまさに奇妙な主張なのである。
- (前田雅英、『少年犯罪 統計から見たその実像』(東京大学出版会)、103頁)

○前田氏の反論に対する立教大学教授の荒木伸怡氏の反論

- ・ 粗暴犯である恐喝と凶悪犯である強盗との分水嶺は、抗拒不能であったか否かであるから、被害者の供述録取書にその旨を警察が記載しさえすれば、恐喝ではなく強盗として、検察庁・裁判所にそのまま通用して行く。
- ・ 刑事手続の実態についての著者の無理解を露呈した記述である。

荒木伸怡『統計は犯罪の実像を示しているのだろうか』

<http://www.rikkyo.ne.jp/univ/araki/naraki/gyouseki/mini/maeda.htm>

○再反論をしない一方、国会で自説を繰り返す前田氏

・「どうやって警察が強盗の事件をでっち上げるのか。検事に全部送らなきゃいけない。裁判所に行くんですよ。ということは、検察と裁判所までぐるになって強盗の数字を書きかえているのか。これはあり得ないことですね。」

第161回国会 衆議院 法務委員会 第6号(平成16年11月10日(水曜日))

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000416120041110006.htm

3. 少年による刑法犯の推計

○前田氏の分析

- ・ 少年10万人あたりが起こす推定の刑法犯数が40年前の3.5倍になった。
- ・ 犯罪増加の主役は少年

○前田氏の分析の問題点

- ・ 警察の被害者対策が進んで被害届が積極的に受理され、その結果が認知件数の増加に反映されている現在、このような推計が妥当かどうか疑わしい。
- ・ 犯罪行為の数である認知件数を犯罪者の数である検挙「人員」で割り振っている→単位の取り違え→この点を修正すると犯罪増加の主役は成人ということになってしまう。

詳しくはグリーントライアングル『青少年犯罪に関する誤解を解きより実効性のある政策を立案するための簡単な資料』を参照。

<http://www2.gol.com/users/mct/index.html>